

当社概要(2016年9月30日現在)

設立	1936年(昭和11年)一芝浦スプリング製作所
創立	1939年(昭和14年)9月8日
資本金	170億956万6,312円
従業員数	4,866名 ※臨時従業員の年間平均雇用人員を含む
事業所	【本社】 横浜
	【営業拠点】 横浜、北関東(群馬)、浜松、名古屋、大阪、 広島、福岡
	【工場】 横浜(ばね/シート)、滋賀、群馬、豊田、厚木、 伊那、駒ヶ根(DDS/産機)、伊勢原、野洲

グループ概要(2016年9月30日現在)

従業員数	20,757名 ※臨時従業員の年間平均雇用人員を含む
国内関連会社	33社
	うち連結子会社 17社
	持分法適用非連結子会社 2社
	持分法適用関連会社 2社
海外関連会社	51社
	うち連結子会社 18社
	持分法適用非連結子会社 2社
	持分法適用関連会社 3社

(注記)

「当社概要」、「グループ概要」の従業員数は、2016年3月31日現在の人数です。

株式の概況(2016年9月30日現在)

発行可能株式総数	600,000,000株
発行済株式総数	244,066,144株
株主総数	11,650名

大株主

株主名	所有株式数 (千株)	持株比率 (%)
三菱UFJ信託銀行 退職給付信託 大同特殊鋼口 共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	30,892	12.72
双日株式会社	11,346	4.67
株式会社メタルワン	11,118	4.58
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE THE KILTEARN GLOBAL EQUITY FUND (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	10,147	4.18
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 神戸製鋼口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	9,504	3.91
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	6,157	2.53
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	5,753	2.37
株式会社横浜銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	5,718	2.35
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	5,156	2.12
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	5,129	2.11

※持株比率は、自己株式(1,175千株)を控除して計算しております。

取締役・監査役(2016年9月30日現在)

代表取締役社長	玉村 和己	社外取締役	末啓一郎
代表取締役副社長	糸井 孝夫	社外取締役	田中 克子
代表取締役副社長	畑山 薫	常勤監査役	清水 健二
代表取締役副社長	嘉戸 廣之	常勤監査役	平間 恒彦
取締役専務執行役員	本多 明廣	社外監査役	小森 晋
取締役専務執行役員	茅本 隆司	社外監査役	立花 一人
取締役専務執行役員	柴田 柳一		

執行役員(取締役兼務者を除く)(2016年9月30日現在)

専務執行役員	梅村 太郎	執行役員	長井 憲次
常務執行役員	風間 俊男	執行役員	藤原 哲哉
常務執行役員	杉山 徹	執行役員	佐伯 俊則
常務執行役員	星野 秀一	執行役員	高村 典利
常務執行役員	貫名 清彦	執行役員	小野 達朗
常務執行役員	榎本 英人	執行役員	大河原隆広
常務執行役員	増田 耕	執行役員	青柳 俊之
常務執行役員	大竹 一彦	執行役員	関 幸裕
常務執行役員	杉浦 啓修	執行役員	鈴木 潤一
執行役員	坂本 博樹	執行役員	千野 智幸
執行役員	吉村 秀文	執行役員	立川 俊洋
執行役員	尾山 二郎	執行役員	澁谷 祐司
執行役員	上村 和久		

株主メモ

1. 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
2. 定時株主総会 6月
3. 基準日
 - ・定時株主総会 3月31日
 - ・配当金受領株主確定日 3月31日および
中間配当を行う場合は9月30日
4. 単元株式数 100株
5. 株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
特別口座の口座管理機関
同 連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081
東京都江東区東砂七丁目10番11号
電話 0120-232-711 (通話料無料)
6. 公告方法 電子公告により行います。
ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による
ことができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
<http://www.nhkspg.co.jp/>

【お知らせ】

1. 株主様の住所変更その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取扱できませんのでご注意ください。
2. 特別口座に記載された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記 三菱UFJ信託銀行 証券代行部にお問合せください。三菱UFJ信託銀行全国各支店にでもお取次いたします。なお、特別口座に記載された株式を売却するためには証券会社等に一般口座を開設し、特別口座から株式を振替えるお手続きが必要となります。ただし、下記3.にご説明します単元未満株式（100株未満の株式）については、証券口座に振替をせずに売買することが可能です。これについては三菱UFJ信託銀行にお申し出ください。
3. 市場で売買できない単元未満株式につきましては、当社に対してご所有の株式を時価で売却すること（買取請求）、または単元株となるまでの不足株式数を当社から購入すること（買増請求）ができます。いずれのお手続きも口座を開設されている証券会社等にお問合せください。なお、特別口座に記載された株式については、三菱UFJ信託銀行 証券代行部へお問合せください。
4. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。